

特定非営利活動法人 舞鶴の未来を創る会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 舞鶴の未来を創る会 という。英語名を The Association for Creating the Future of Maizuru と表示し、略称を ACFM とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都府舞鶴市に置く。

2 この法人は前項のほか、その他の事務所を京都府舞鶴市字引土250番地 大幸ビル2階に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、市民に対して、主に地域活性化の取り組みに関する事業を行い、次の世代の市民が主体的な活動、すなわち、まちのにぎわいの創出、流入人口の増加を図り、もって舞鶴の未来を創る人材の育成と健康で持続可能な社会の創造に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 観光の振興を図る活動
- (3) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 経済活動の活性化を図る活動
- (7) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- (9) 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県または指定都市の条例で定める活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- ①まちのにぎわいを創出する事業
- ②こどもの育成に関する事業
- ③京都府北部の地勢を生かした企業誘致に関する事業
- ④森林開発を中心とした環境保全事業
- ⑤整備新幹線の誘致に係る事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第 4 章 役員及び職員

(種別及び定数)

第 12 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3 人～7 人
 - (2) 監事 1 人
- 2 理事のうち、1 人を理事長、1 人を副理事長とする。

(選任等)

第 13 条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 14 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法による招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名、押印しなければならない。
 - 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を

したことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法による招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも会日の3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条第 2 項及び次条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の管理)

第 39 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 40 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第 41 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 42 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 43 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 44 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 45 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 46 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の2分の1以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第48条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。但し、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、電子公告「この法人のホームページ」に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第52条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	村 山 實
副理事長	常 盤 和 裕
理事	藤 村 登
同	肝 付 隆 治
同	工 藤 隆 行
監事	河 崎 安 洋

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員入会金	個人	5,000 円/口	1 口以上
	個人 (理事職)	5,000 円/口	2 口以上
年会費	団体	5,000 円/口	2 口以上
	個人	5,000 円/口	1 口以上
	個人 (理事職)	5,000 円/口	2 口以上
	団体：民間非営利組織 (NPO)	5,000 円/口	2 口以上
	行政組織	5,000 円/口	2 口以上
	営利組織	5,000 円/口	4 口以上
(2) 賛助会員入会金	個人	5,000 円/口	1 口以上
	団体	5,000 円/口	2 口以上
年会費	個人	5,000 円/口	1 口以上
	団体：民間非営利組織 (NPO)	5,000 円/口	1 口以上
	行政組織	5,000 円/口	2 口以上

営利組織

5,000 円/口 4 口以上

(3) 会費は、毎年当該年度の会費を年度当初に納入するものとする。但し、年度の中途に新たに入会した会費は、当該年度会費を入会の時に納入するものとする。

(4) 一旦納入された会費は、退会、除名等による事由により返却することはしないものとする。

設立当初の事業年度の事業計画書 /

法人成立の日から令和 8 年 3 月 31 日まで /

特定非営利活動法人舞鶴の未来を創る会 /

1 事業実施の方針

初年度は、舞鶴市及び周辺都市に対し、設立の周知及び当法人への参加、協賛をしていただく方への説明会の開催を通じて、会員の募集を行う。併せて「まちのにぎわいを創出する事業」並びに「青少年の育成に関する事業」として、スケートボード同好会の設立を行い、今年度中にこの同好会を舞鶴市スポーツ協会に登録する。整備新幹線については、今年度中に国等への要望活動を行う。 /

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
まちのにぎわいを創出する事業	設立趣旨説明会開催及び新規会員の募集	(A) 令和 7 年 4 月 (B) 舞鶴市内 (C) 3 名	(D) 高校、大学生、一般市民 (E) 10 名	30 千円
まちのにぎわいを創出する事業・こどもの育成に関する事業	SNS を活用し、市内各学校の協力を得て、スケートボード愛好者を募集、同好会の設立、舞鶴スポーツ協会へのスポーツ登録、並びに講習会開催を実施する	(A) 令和 7 年 8 月 (B) 舞鶴市内 (C) 3 名	(D) 小中高大学生、一般市民 (E) 不特定多数	50 千円
京都府北部の地勢を生かした企業誘致に関する事業	実施予定なし			
森林開発を中心とした環境保全事業	実施予定なし			
整備新幹線の誘致に係る事業 /	国、京都府及び舞鶴市等への要望活動 /	(A) 令和 7 年 12 月 (B) 東京都、京都市 舞鶴市 (C) 3 名 /		100 千円

(備考)

1 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。

令和 8 年度の事業計画書
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人舞鶴の未来を創る会

1 事業実施の方針

- 1, 初年度に引き続き、SNS を活用して会員の拡大特に若年層の方の会員、並びに支援企業の募集を行う。
- 2, スケートボード事業の普及のために府市に対し現行のグリーンスポでの会場とは別に、市内からの交通の便が良い場所での新たな新スケートボード場の整備を申請する。
- 3, 体育すわりの改善には、医療関係者からのアドバイスを得て青少年の成育に資する舞鶴産の間伐材による椅子の試作を数種、市内事業者にて作成の依頼、関係方面からの評価を得て、市教育委員会に提案を行う。
- 4, 整備新幹線の誘致に係る事業については、市内在住の方々、市役所職員等と情報交換等を目的として勉強会を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額(概算) (単位:千円)
まちのにぎわいを創出する事業	スケートボード愛好者を中心に、説明会の開催や SNS 等の活用による会員募集会開催を図る	(A) 通期 (B) 舞鶴市内 (C) 3 名程度	(D) 市民 (E) 不特定多数	50 千円
まちのにぎわいを創出する事業・こどもの育成に関する事業	前年度に引き続きスケートボードを青少年に向けた講習会、競技会の開催を企画する。	(A) 令和 8 年 9 月 (B) 舞鶴市内 (C) 10 名程度	(D) 小中高大学生、一般市民 (E) 不特定多数	100 千円
こどもの育成に関する事業・森林開発を中心とした環境保全事業	体育すわりの弊害を関係機関に訴求し、改善策として当市内産出の間伐材を活用したこども向け簡易椅子を提案	(A) 令和 8 年 10 月 (B) 舞鶴市内 (C) 10 名程度	(D) 市内小中高在校生 (E) 500 名	150 千円

京都府北部の 地勢を生か した企業誘 致に関する 事業	実施予定なし			
整備新幹線の 誘致に係る 事業 /	勉強会等の実施 /	(A) 未定 (B) 舞鶴市内 (C) 10 名程度		100 千円

設立当初の事業年度 活動予算書

法人成立の日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人 舞鶴の未来を創る会
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	85,000		
賛助会員受取会費	0		
入会金	85,000	170,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	400,000		
施設等受入評価益	0		
.....	0	400,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
.....	0	0	
4. 事業収益			
〇〇事業収益	0		
△△事業収益	0	0	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
.....	0	0	
経常収益計			570,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
.....	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	20,000		
旅費交通費	100,000		
施設等評価費用	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
小口経費	60,000		
その他経費計	180,000		
事業費計		180,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
.....	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	5,000		
旅費交通費	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
設立費用	75,000		
その他経費計	80,000		
管理費計		80,000	
経常費用計			260,000
当期経常増減額			0
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
.....		0	

経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
.....		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			310,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			310,000

(注) 重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む）を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示することが望ましい（表示例はP60の様式例を参照）。

令和8年度 活動予算書
 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
 特定非営利活動法人 舞鶴の未来を創る会
 (単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1.受取会費			
正会員受取会費	150,000		
賛助会員受取会費	50,000		
入会金	85,000	285,000	
2.受取寄附金			
受取寄附金	50,000		
施設等受入評価益	0		
.....	0	50,000	
3.受取助成金等			
受取民間助成金	0		
.....	0	0	
4.事業収益			
〇〇事業収益	0		
△△事業収益	0	0	
5.その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
.....	0	0	
経常収益計			335,000
II 経常費用			
1.事業費			
(1) 人件費			
給料手当	120,000		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
.....	0		
人件費計	120,000		
(2) その他経費			
会議費	30,000		
旅費交通費	20,000		
施設等評価費用	30,000		
減価償却費	0		
支払利息	0		
試作品作成費用	100,000		
その他経費計	180,000		
事業費計		300,000	
2.管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
.....	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	10,000		
旅費交通費	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
.....	0		
その他経費計	10,000		
管理費計		10,000	
経常費用計			310,000
当期経常増減額			25,000
III 経常外収益			
1.固定資産売却益		0	
.....		0	

経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
.....		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			25,000 /
前期繰越正味財産額			310,000 /
次期繰越正味財産額			335,000 /

(注) 重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む）を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示することが望ましい（表示例はP62の様式例を参照）。